

八街市総合計画 2015 後期基本計画及び

第 2 次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え方
1	第 3 部 後期基本計画 第 3 章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画 四の街(生活環境分野)	<p>P 9 4～9 5 清潔で安全な災害に強靱な街の推進を提案する。</p> <p>【提案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の雑草を取り除く。 2. 道路にはみ出た木々の枝を取り除く、特に電柱等にかかる場所を強制的に排除する。 3. ごみを捨てにくくする。 <p>【対応策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内会で検討して各区を中心にとまとめて、市に答申する。 2. 市はクリーン作戦を策定する。(人員が不足していれば市民を選定しても良い) 3. 千葉黎明高校や八街高校の学校教育に織り込む。 4. 区の側溝掃除やごみゼロ等に組み込む。 <p>【予算】 ふるさと納税、その他</p>	B	<p>P 9 4「循環型社会の推進」の現状と課題において「きれいで住みよい環境づくりを推進するため、環境保全意識の啓発活動やごみの不法投棄防止活動を通じて、市民、事業者、行政の連携による環境美化に努める必要がある」としているほか、P 9 5 後期基本計画期間における取組のうち「資源循環型社会の構築」の方針において「市民、事業者、行政の役割分担と連携により、ごみの減量、再利用、再資源化、さらにごみの発生を抑制する取組などを促進することにより、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築に努める」としており、自然環境を含む生活環境の保全は、市民の安全で安心な暮らしにつながるため、いただいたご意見の考え方は概ね計画(案)に含まれております。なお、具体的な事業につきましては、後期基本計画実施計画のなかで検討してまいります。</p>
2	第 3 部 後期基本計画 第 3 章	<p>P 9 4～9 5 施策の大綱「循環型社会の推進」について</p> <p>【提案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 草や枝など粉碎して肥料に戻す。 	B	<p>提案 1. 肥料化について、廃棄物減量化の推進の計画において、家庭用生ゴミ処理機補助金助成や、草や枝の堆肥化についても民間企業と連携し、肥料化へ努めております。</p> <p>提案 2. 機械化や事業化の推進につ</p>

	<p>やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>四の街(生活環境分野)</p>	<p>2. 機械化や事業化を推進する。</p> <p>3. 現在の廃棄物処理費用が高すぎるので、進展しない原因である。</p>	<p>いて、本市では所有する機械などの老朽化が進んでおり、できる限り市で機器の所有は避け、民間企業へ委託することで、機器の維持修繕や委託の経費等を削減することとしております。</p> <p>提案3. 高い処理費用について、分別収集の徹底やリユースを実施することで、委託費用の負担を減らすことを目指しております。</p> <p>以上のことから、いただいたご意見の考え方は概ね計画(案)に含まれております。</p>
3	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>三の街(保健・医療・福祉分野)</p>	<p>P 86～87</p> <p>施策の大綱「ぬくもりのある障がい者福祉の充実」について</p> <p>現状と課題</p> <p>「障がいのある子どもについて、早期発見、早期支援に努めるとともに、ライフステージに沿って地域の関係機関との連携強化を図り、…」の記述は、この先、障がいのない人たちの作った社会で、障がいのある子どもを健常者に近づけるために早期発見し、特別なものとして分類し、ライフステージに沿って関係機関と連携強化をすると読み取れる。障がいのある子どもが特別なものとして「関係機関との連携強化」されるのではなく、苦しみや問題を抱えて生きている仲間として地域で関わり、誰もが生きやすい社会に変えていくよう努力することが大切だと思う。以上から、「障がいのある子どもについて、…」の記述の見直しを提案する。</p>	<p>A</p> <p>下記のとおり修正加筆いたします。</p> <p>(修正加筆部分：現状と課題)</p> <p>障がいのある、なしに関わらず、日々の生活を送るうえで、生活のしづらさを抱えている子どもについて、早期に生活のしづらさを発見し、早期支援を行うことにより、誰もが同じように地域の中で、日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図る必要があります。</p> <p>また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会の実現」に向けた取組が必要です。</p>
4	<p>第1部 総論</p> <p>第3章 八街市総合</p>	<p>P 4以降</p> <p>第1節「施策の取組状況」と第2節「前期基本計画期間(2015年度～2019年度)の主な取組」がリンクされておらず、主要とされた項目の効</p>	<p>A</p> <p>前期基本計画の成果について、第三者評価ではございませんが、P 7～10に総合計画基礎調査業務のなかで実施した市民アンケートの結果として、市民の市政に対する評価</p>

	<p>計画2015前期基本計画の成果</p>	<p>果がわからない。また、第三者評価の記述がない。 行財政改革を同時進行で行うとしているのに、本実施による財政への影響度の記述がない。</p>	<p>を記述しております。また、P30～31に前期基本計画期間における財政推移につきまして、記述しております。 なお、第1節「施策の取組状況」と第2節「前期基本計画期間(2015年度～2019年度)の主な取組」の関連がわかるよう修正加筆いたします。</p>
<p>5</p>	<p>第3部 後期基本計画 第1章 総論</p>	<p>P30～31 同時期に次期行財政改革プランの策定を行っているにも係わらず、財政への影響度に対する記述がない。また、KPIが表記されている項目について、目標数値を達成するため、どれだけの歳出を見込んでいるのか記載されていない。前期基本計画からの取組と新たな取組が不明であるほか、取組の優先順位が不明である。</p>	<p>総合計画は、施策の体系化を行い、事業の選択及び優先順位を決定する際の基本となるものであり、後期基本計画では、重点的に取り組む施策を「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけております。事業の優先度については、総合計画に基づき、予算編成等を通して決定し、事業の効果的な推進を図ります。 なお、後期基本計画期間における財政への影響については、具体的数値の記述ではございませんが、下記のとおり加筆いたします。</p> <p>(加筆部分：1. 財政推移の後段)</p> <p>2. 中期的な財政見直し</p> <p>A 今後の財政の見直しは、歳入面では、生産年齢人口の減により市税収などの増加が見込みにくくなっている一方、人件費や公債費など義務的経費の増加が見込まれるほか、老朽化が進む公共施設の改修費など、大幅な歳出の増加が見込まれるため、非常に厳しい財政状況が続くものと予想されます。このことから、歳入を最大限確保することと併せて、確保できる歳入規模に合わせた歳出の枠組みの構造を変えるために、知恵を絞り、発想の転換を図り、内部管理経費の徹底した見直しをするなど持続可能で効率的かつ効果的な財政運営をする必要があります。</p>

6	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第2章 重点施策：第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>	<p>P 4 6～4 7</p> <p>基幹産業である農業に加えて、新たな根幹となる事業への取組がない。基本計画においても財源を市に求める項目が多いと思われ、税込増大効果よりも圧迫要因となり、総合戦略(案)の実施による効果に影響する恐れがある。このことから、平成28年度に法改正され、最近具体的な動きが出てきている「外国人技能実習制度」に、八街市の行政及び民間が一体となって関わることで、しごとの創生を提案する。</p> <p>外国人技能実習機構が管理する技能実習制度により各種職種があり、各事業組合及び商工会が中心となり受入が可能である。また、八街市は、成田国際空港隣接の好立地であるほか、生産量日本一の落花生に代表される付加価値の高い近郊農業について実習できるなど外国人技能実習生に対してアピールできる。</p>	<p>C</p> <p>本市は、成田国際空港と近接している地域特性や外国人労働者の増加などに伴い、本市に居住する外国人の数は、2015年の1,592人から2018年には2,144人と大幅に増加しております。国際化が急速に進展するなか、言葉や文化の違いを超えて、相互に理解し合う多文化共生の観点や国際社会との調和ある発展を目的に訪日教育旅行の受入など積極的に取り組んでおります。</p> <p>ご提案いただきました外国人技能実習制度による新たな取組につきましては、本市の基幹産業である農業を活用し、JAなどの関係機関と連携しながら調査研究するとともに制度の広報周知を図ってまいります。</p>
7	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p>	<p>P 5 2～P 1 3 3</p> <p>「施策の指標」について</p> <p>前期基本計画で取り組んだ「八つの街づくり宣言」に基づく分野別計画の市民満足度の現状値が低く、市民は結果に満足していないと思われるので、後期基本計画期間の取組では、強力に目標値(めざそう値)を目指してほしい。</p>	<p>A</p> <p>後期基本計画では、施策の大綱ごとに施策の指標を設定するほか、後期基本計画とは別に作成する実施計画において事務事業ごとに成果指標として目標値を設定し、目標達成に向けた取組を推進いたします。</p> <p>また、後期基本計画期間においては、取組の結果や成果を毎年、検証・評価する「PDCAマネジメントサイクル」による進行管理を行うこととし、その記述を加筆いたします。</p>
8	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p>	<p>P 5 6～5 7、P 1 0 0～1 0 1、P 1 0 2～1 0 3</p> <p>施策の大綱「秩序ある土地利用」、「自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進」、「市民文化の創造と継承」などについて</p> <p>駅北口開発で、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、郷土資料館、屋内子ども広場、役所分室、</p>	<p>D</p> <p>八街駅北口の市有地(北口ひろば)につきましては、令和元年11月から12月の期間で市民や団体等に対し、よりよい使い方についてのアンケート調査を実施したところで、今後は、この結果を踏まえて、市民が考える北口ひろばの使い方について模索してまいりたいと考えます。</p> <p>また、意見をいただいた複合型施設</p>

	<p>一の街(都市基盤整備分野)</p> <p>五の街(文化・教育・学習分野)</p>	<p>フードコートなど市民の居場所となる「複合型施設」の建設を提案する。また、駅北口用地が狭小などを理由に建設できない場合は、売却や貸地とし、現在の中央公民館を新たに複合型施設として、建設することを提案する。市民が願望する複合型施設の建設は、市民の幸福感(精神的満足感)として、地域活性化を進め、魅力と活力ある街を推進し、本市の深刻な人口減少対策になると思われる。</p>		<p>の建設や中央公民館などの複合化についても、一つの意見として参考とさせていただきます。</p>
9	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>一の街(都市基盤整備分野)</p>	<p>P56～57</p> <p>施策の大綱「秩序ある土地利用」について</p> <p>現在の住宅分散の状況は、公共交通網、生活インフラ整備の効率化や維持管理が難しくしている。郊外地域の市民に対し、駅中心部の空き家への住み替えや買い換えを積極的に押し進めるよう、不動産業や司法書士業と共同して行政主導でのプラットフォームを作り、マッチングの推進を提案する。</p> <p>駅中心部(用途地域)を「居住誘導地域」と「都市機能誘導地域」公共施設、医療施設、商業施設などを集中して、コンパクトな街づくりを推進する。市民に十分説明し、賛同を得るとともに軽減税制などを活用し、今後の八街市の街づくりを進める。</p> <p>※国土交通省が「立地適正化計画」でコンパクトシティ化への取組を推進している。</p>	B	<p>後期基本計画期間において、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの次期計画の策定を予定しております。立地適正化計画を含むご提案いただきました事項につきましては、計画策定に資する基礎調査業務のなかで調査・研究してまいります。</p>
10	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第2章 重点施策：第2次八街市まち・ひと・</p>	<p>P38～40</p> <p>基本目標1「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり」について</p> <p>人口減が加速しており、1年間の人口減少のうち3分の1は0才から14才が占めている。本市の合計特</p>	C	<p>本市では、2015年に本市における人口の現状と将来の展望を提示する「八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」を策定し、2040年の合計特殊出生率を2.07を目標に各種施策に取り組むこととしております。後期基本計画期間においては、具体的な数値目標を設定して</p>

	しごと創生 総合戦略	<p>殊出生率は国・県よりも低い1.07と深刻であるにもかかわらず、2024年の目標値はあいまいになっており、明確な目標を設定し、積極的な取組をすべきである。子育て制度の充実とともに雇用の創出、環境整備を図りつつ「出産・育児がしやすいまち」のアピールで共働きの子育て世代の定着を図ることが必要ではないか。</p>	<p>おりませんが、人口ビジョンの目標に向けて、第2次総合戦略における基本目標の一つに「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり」を位置づけ、若い世代への支援を重点施策として効果的かつ効率的に推進することとしており、いただいたご意見の考え方の一部は計画(案)に含まれております。具体的には、子育て世代の支援策として、児童館の整備や子育て支援センターの開設などにより、情報発信や育児等での相談、保護者同士の交流の場など各種支援により子育てがしやすい環境を整えてまいります。また、出産後の保育等の支援についても、保育園やこども園・小規模保育事業所などの整備により、待機児童の解消などにより子育て世代全体の支援を図ります。</p> <p>(詳細については、次期「子ども・子育て支援事業計画」の掲載を予定しております。)</p>
11	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>一の街(都市基盤整備分野)</p>	<p>P60～61 施策の大綱「移動を支える公共交通の充実」について</p> <p>ふれあいバス運行のみの計画であり、市民が願うデマンド乗合タクシーの検討はされないのか。昨年3月議会では、市民団体から提出された乗合タクシーの実施を求める署名に、市長は「市民要望としてしっかり受けとめている」と答弁しており、先の12月議会では、「令和3年度から5年間の公共交通計画策定を進めており、今年度の調査結果や先進自治体の例を参考とするなど、しっかり調査・研究を行い、交通弱者の利便性確保を図るとともに、既存の公共交通の維持確保が困難となることのないよう検討する」と答弁している。市民意識調査では「これからのまちづくりの視点」で</p>	<p>C</p> <p>デマンド型乗合タクシーは、多様な運行形態がございますが、利用回数に制限がなく、比較的安価で指定の場所から目的地まで移動できるなどのメリットがある一方で、利用の度に事前の予約が必要なこと、知らない人と乗合になる不安感、車両台数に限りがあることなどのデメリットもございます。また、新たな公共交通の導入に当たりましては、既存路線バスなど市内の交通体系全体でのバランスを考慮する必要があり、P61後期基本計画期間における取組のうち「市内公共交通の利便性向上」の方針において、「民間交通事業者や関係機関と連携して、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成を図る」としております。なお、施策「市内公共交通の利便性向上」の主な計画事業には、本市の公共交通関係者で構</p>

		は45%が交通の便利なことを求めており、まちづくりの施策の重要度では、上位に「移動を支える公共交通の充実」が占めている。高齢化が進む中で、市内どこでも低料金で利用できる乗合タクシーの導入に向けて計画を示すべきである。		成する「八街市地域公共交通協議会の運営支援」があり、このなかで本市の公共交通のあり方について協議検討することとしていることから、いただいたご意見の一部は、計画（案）に含まれております。
12	第3部 後期基本計画 第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画 二の街（防災・消防・安全分野）	P70～71 施策の大綱「防災体制の充実」について 防災体制の強化をさせるために、取り壊した庁舎跡地を活用し、防災棟の建設計画を入れるべきではないか。	D	第2庁舎の解体後の土地の利用については、はじめに組織や庁舎機能を移動等したことが、執務環境にどのような影響を与えているかを調査する必要があると考えております。 次に、調査の結果から、解体後の土地への新庁舎建設の必要性について検討してまいりたいと考えております。 意見をいただいた防災棟の建設については、執務環境の調査や新庁舎建設の検討の際に、市民等の意見を伺いながら、必要性について検討する考えです。
13	第3部 後期基本計画 第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画 三の街（保健・医療・福祉分野）	P82～83 施策の大綱「笑顔あふれる子育てへの支援」について 本市は県内でも不登校・ひきこもり・虐待が多く、子供の貧困（推定約650人）の問題も軽視できない。こうした実態を重視した取組は喫緊の課題である。誕生から18歳までの「子育て相談窓口の設置」など一貫した支援体制が必要である。	B	P83「3. 出産・子育てへの支援」の方針において、「安心して子どもを産み、育てることができるよう多様な利用者ニーズに即した保育サービスの充実、子育て世代の経済的負担や子育て情報の提供、相談の場づくりなど切れ目ない子育て支援の充実を図る」としており、後期基本計画期間における主な事業として、子育て相談窓口機能を持つ児童館や子育て世代包括支援センターの開設を予定しております。また、子育て支援課では、家庭において心身ともに健やかに育てられるように子どもや家庭の様々な問題について、身近に相談できる家庭児童相談室を設置し、専門の相談員がおり、きめ細かな相談や支援を行っており、いただいたご意見の考え方は概ね計画（案）に含まれております。
14		P92～93	B	総合計画においては、高齢者に対す

	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>四の街(生活環境分野)</p>	<p>施策の大綱「生活環境の整備」について</p> <p>市営住宅について、整備改修を計画的に実施するとしているが、高齢化が進むもとで、高齢者住宅の確保は計画外となっている。決して需要が少ないわけではない。老朽化した交進・笹引・榎戸住宅に代わる高齢者向け住宅の建設計画が必要。低廉で健康的な環境が整った住宅を保障すべきである。</p>		<p>る住宅施策に関する記述はありませんが、その部門別計画に当たる「八街市公営住宅長寿化計画(平成30年2月策定)」における基本目標では、高齢者等の居留意向に配慮した住宅の整備を掲げるとともに、市営住宅の整備・改善に向けた方針として「高齢者等に配慮したバリアフリー化」を図り、高齢者等への配慮を記述しております。</p>
15	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>四の街(生活環境分野)</p>	<p>P94～95 施策の大綱「循環型社会の推進」について</p> <p>地球温暖化の防止は人類共通の課題としているのにも関わらず、前期基本計画で掲げていた「燃やさないごみ行政」が、後期計画では見当たらない。どのように位置づけているのか。また、資源循環型社会の構築では、リサイクル率の推進を掲げ、5年間でわずか2.6%増、24.6%の目標値としているが、積極的な取組が求められる。併せて水質・土壌・大気汚染や食物連鎖に与えるプラスチックごみが大きな問題となっており、市民との協働で削減への取組を明記すべきではないか。</p>	B	<p>P95 後期基本計画期間における取組のうち「資源循環型社会の構築」の方針において、「市民、事業者、行政の役割分担と連携により、ごみの減量、再利用、再資源化、さらにごみの発生を抑制する取組などを推進することにより、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築に努める」としており、いただいたご意見の考え方は概ね計画(案)に含まれております。</p>
16	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>五の街(文</p>	<p>P106～107 施策の大綱「男女共同参画の推進」について</p> <p>女性を取り巻く環境・解決すべき背景にはジェンダー(社会的・文化的につくられる性別)に基づく偏見や不平等があるといわれている。ジェンダーによる男女差別を解消し、個々の能力がいかされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことを明確にすべきであり、ジェンダーの視点に立った人権尊重の記</p>	B	<p>P106 現状と課題において、「男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成が大きな課題となっており、その理解を促進するための教育及び啓発が必要である」としているほか、P107 後期基本計画期間における取組のうち「男女共同参画の推進」の方針において「人権尊重、男女平等の意識づくりやあらゆる場における男</p>

	化・教育・学 習分野)	述が必要ではないか。		<p>女共同参画の環境づくりの推進などにより、誰もが活躍できる地域社会の実現に努めます。また、ドメスティック・バイオレンス被害に対する相談や緊急避難などの支援を強化するとともに、あらゆる暴力根絶の推進に努める」としております。また、後期基本計画及び第2次総合戦略では、各施策分野にSDGs（持続可能な開発目標）のめざす17の目標（ゴール）を関連付けることにより、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進することとしております。この17の目標の一つである「ジェンダー平等の実現」を本市も推進することとしていることから、いただいたご意見の考え方は概ね計画（案）に含まれております。</p> <p>なお、「総合計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）の推進」について加筆いたします。</p> <p>※SDGs（持続可能な開発目標） 「Sustainable Development Goals」の略であり、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標。</p>
17	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>六の街（産業・経済分野）</p>	<p>P110～111 施策の大綱「時代の変化に対応した農業の振興」について</p> <p>国連は、2019年から2028年までを「家族農業の10年」と決定し家族農業・小規模農業への支援を各国に呼びかけている。これは、大規模化・効率化一辺倒の農政改革で貧国や飢餓を拡大し、地球環境を悪化させてきたことへの反省から農政の方向転換を求めたものあり、本市においても家族農業また、小規模農業を守り着実に進めていくための取組と計画が必要である。</p>	B	<p>後期基本計画期間における主な計画事業として、農業後継者や新規就農者、6次産業化などへの各種経済的支援を予定しているほか、家族経営協定締結の推進などにより、家族農家、小規模農業を支援していくことから、いただいたご意見の考え方は概ね計画（案）に含まれております。</p>
18	第3部	P130～131	D	<p>マイナンバー制度は、行政の効率</p>

	<p>後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>八の街(行財政分野)</p>	<p>施策の大綱「窓口サービスの充実」について</p> <p>マイナンバー等のICTの活用を掲げているが、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつける戸籍法改正とともに、2021年にはマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にする健康保険法等改正等が予定されており、個人情報を国が一元管理することとなる。他人に知られたくない個人情報を、国が管理するのは基本的人権に反しており、市民は不安や疑問を抱いている。また、情報流出の不安もあり、市民への理解がないまま、窓口サービスの向上にマイナンバーカードを活用するのは問題であり避けるべきである。</p>	<p>化、市民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。</p> <p>個人情報を国が一元管理する仕組みではなく、これまでどおり各機関が分散して管理するため、情報が芋づる式に漏れることはありません。さらに、マイナンバーの利用範囲は法令で厳しく制限されており、マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、住所氏名といったカードに記載されている情報などで、プライバシー性の高い個人情報は記録されず、安全対策が講じられています。</p> <p>市民の不安や疑問について丁寧な説明を今後も行い、国が掲げるマイナンバー制度の推進により市民サービスの向上を図ります。</p>
19	<p>第3部 後期基本計画</p> <p>第3章 やちまた『八つのまちづくり』宣言に基づく分野別計画</p> <p>一の街(都市基盤整備分野)</p>	<p>P62～63 施策の大綱「人にやさしいまちづくりの推進」について</p> <p>バリアには、見てわかる段差や階段などのハード面だけではなく、目には見えない情報やコミュニケーション等のソフト面のバリアもある。それらを含めてのバリアフリーの推進・環境整備を進めてほしい。</p>	<p>B</p> <p>P62現状と課題において「高齢者や障がい者などが安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備だけではなく、高齢者、障がい者などの困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進する必要がある」としているほか、P63後期基本計画期間における取組における施策「バリアフリーの推進」の方針において「・・・高齢者や障がい者などへの理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」についても推進する」としており、いただいたご意見の考え方は概ね計画(案)に含まれております。</p> <p>(詳細については、次期「障害者基本計画・障害福祉計画」の掲載を予定しております。)</p>